共通仕様書(建設関連業務)[測量業務] 新旧対照表

現行条文(令和元年10月)							新条文(令和2年10月)							改定理由
章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	新条文	
1		102	7		用語の定義	「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。	1		102	7		用語の定義	「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1		120	1		検査	受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。	1		120	7		検査	受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1		121	4		修補	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	1		121	7		修補	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1		123	1	(4)	契約変更	契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合	1		123	1	(4)	契約変更	契約書第31条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合	諸基準類の改定に伴う修正
1		124	3		履行期間の変更	受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長目数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	1		124	3		履行期間の変更	受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長目数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1		124	4			契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	1		124	4			契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1		126	1	(1)	発注者の賠償責任	契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	1		126	1	(1)	発注者の賠償責任	契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	諸基準類の改定に伴う修正
1		127	1	1	受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない	1		127	1	1	受注者の賠償責任等	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない	諸基準類の改定に伴う修正
				(1)		契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合					(1)		契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合	諸基準類の改定に伴う修正
				(2)		契約書第42条に規定するかし責任に係る損害					(2)		契約書第44条に規定する契約不適合責任として請求された場合	諸基準類の改定に伴う修正
1		128	1		部分使用	発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	1		128	1		部分使用	発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1		133	2	(1)	安全等の確保	受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない	1		133	2	(1)	安全等の確保	受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない	項目整理
			2			受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。				3			受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。	誤記修正
			3			受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。				4			受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。	誤記修正
			4			受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。				5			受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。	誤記修正
			5			受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない				6			受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない	誤記修正

共通仕様書(建設関連業務)[測量業務] 新旧対照表

現行条文(令和元年10月)							新条文(令和2年10月)							改定理由
章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	新条文	
				(1)		受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。					(1)		受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496 号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
			6			受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。				7			受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。	誤記修正
			7			受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。				8			受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。	誤記修正
			8			受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない				9			受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない	誤記修正